

高山市議会 議会活動評価報告書

令和 7 年 5 月

高山市議会 議会活動評価報告書

【はじめに】

高山市議会では、市民の代表機関として市民と情報を共有し、市民意見を市政に反映させることに合わせ、議会の行う活動が市民の福祉の向上につながることを重要であると考えています。そして、議会が市民意見を聴取し、議員間討議を行い、時には理事者側との善政競争も行いながら、議案審査や政策立案に効果的に反映させることで住民福祉の向上を目指すものです。

高山市議会では平成23年5月の議会基本条例の施行により様々な取り組みを実施してきました。そのなかでは議会基本条例第24条において、議会改革の継続的な取り組みを進めるために議会基本条例推進協議会（以下、「推進協」という。）を設置し、条例に基づく活動について評価を行うものと規定しています。そして、評価については、少なくとも年1回行うものとしています。

市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るとともに説明責任を果たすため、議会活動及び議会改革について、議会基本条例に基づき評価を行いました。

今回の評価は内部評価（自己評価）を行い、その結果を取りまとめたもので、議会活動の現状を把握するとともに、今後の取り組みに生かし、さらなる改革を進めていくこととしています。

【評価の対象期間】

今回の評価については、議員任期2年目の令和6年5月～令和7年4月における内部評価となります。

《対象期間の考え方》

評価の期間は原則として議員任期の4年間を1サイクルとし、1～3年目については内部（自己）評価、4年目に外部評価（有識者による第三者評価を想定）及び総括を行います。

議員任期の4年を1サイクルとすることで、期初には議員任期の4年間の目標を決め、議会の4年間の活動の成果とともに、改選後も引き続き取り組むべき課題を明確化し、次の任期の議会へと申し送りすることで議会の継続性を確保します。

【評価方法】

（公財）日本生産性本部「地方議会成熟度評価モデル」（概要版）を活用し、評価を行います。

《評価の考え方》

この評価モデルでは、議会改革の取組みを住民福祉の向上につなげるため、活動の成果そのものではなく取組み方の状態を3段階で評価するもので、①プロセスの質、②実質的な改革、③議会の状態を包括的に評価（数値化ができない事項は評価の対象とすることが難しいことから成果そのものではなく取組み方の状態を評価）しています。

《評価の尺度》

この評価モデルでは、議会の組織的な能力を段階的に示す「成熟度」を尺度として用いられています。

「成熟度」とは議会活動のプロセスや価値観（考え方）、議員間での対話のあり方、議事機関としての議会や議会事務局の能力の発揮状況など、議会が住民福祉の向上を実現できる状態を段階的に表したものとされています。

例えば、課題に対する認識や前提とする考え方が議会全体で十分に共有されるとともに（認識）、仕組みや制度、プロセスが十分に整備され最適化され、継続性も維持しており（方法）、議会から政策提言が行われ住民福祉の向上につながる、優れた成果を生み出している（結果）議会運営の状態、言い換えれば「議会からの政策サイクル」が最適化されて回っており、結果が出ている状態を「成熟度が高い」として評価しています。

この成熟度の評価では

- ①目的や背景、前提とする考え方が全体で共有できているか
 - ②仕組みや制度の形で継続性を持った取組みとなっているか
 - ③取組みの成果と言えるものが明らかになっているか
- という要素に着目して議会の状態を包括的に判断しています。

《評価項目》

評価は、5つの視点に16の具体的な確認項目で構成されており

視点1：戦略プラン（①理想的な姿の構想、②課題の明確化、③課題解決の具現化）

視点2：政策サイクル（④住民との対話、⑤議員間の討議、⑥政策立案・提言・議案審査、⑦総合計画と財政への関与、予算・決算の連動）

視点3：条件整備（⑧能力向上、⑨体制づくりと活動整備、⑩内部資源と外部連携の活用）

視点4：信頼と責任（⑪法令等遵守、⑫情報公開と説明責任、⑬危機管理、⑭主権者教育と政策議論の充実）

視点5：振り返りと学び（⑮振り返りの取組み方、⑯振り返りの結果の活用）

これらの項目により評価を行っています。

《評価の主体》

資料 2 項目番号

- ・議長室（議会活動全体の評価）： ①②③⑮⑯
- ・推進協第 1 分科会（議会運営委員会の活動の評価）： ⑧⑨⑩⑪⑬
- ・推進協第 2 分科会（常任委員会の活動の評価）： ⑤⑥⑦
- ・推進協第 3 分科会（広報広聴委員会の活動の評価）： ④⑫⑭

【評価結果】

資料 1（議会プロフィール）

資料 2（評価結果）

《議会プロフィール》

議会プロフィールでは、住民本位（住民起点）・独自能力・チーム議会・社会との調和の 4 つの理念（考え方）を重視するとともに未来起点の発想法「バックキャスティング」の考え方を採用し、議会に期待される役割（ミッション）と理想的な姿（ビジョン）を明確化し、評価を通じて現在の姿を把握していく。そして、取り組むべき課題を導き出し、通任期（4 年間）の活動目標として行動を具体化します。

この議会プロフィールを作成するにあたり、議会の方向性を議論することが「チーム議会」より強固なものにしていくものと考えています。

高山市議会プロフィール

資料1

【基本データ】

任期 令和5年5月1日～令和9年4月30日	定数 24人	議員数 24人	投票率 62.52%（令和5年改選時）	議員報酬 （一名・月額） 416,000円	政務活動費 （1名・年間） 200,000円
事務局職員数 7人	議会費 （年間） 310,915千円	予算規模 （一般会計） 61,700,000千円	請願・陳情数（年間） 請願0件・陳情14件（R6）	政策連携など	議長任期 1年
自治体職員数 825人（R6.4.1）	合併履歴 昭和18年に上枝村、昭和30年に大八賀村を合併。平成17年に丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村と合併	総合計画の位置づけと対象期間 総合計画条例：平成25年12月27日制定、第八次総合計画（2015年度～2024年度）・第九次総合計画（2025年度～2034年度）			

1. 議会に期待される役割使命（ミッション）

地域経営（まちづくり）において、私たち議会に期待されている役割使命（ミッション）は、下記の通りです。

○市民の福祉の増進を図ること ○高山市の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに法律に定める検査及び調査その他の権限を行使すること ○市民の意見を市政に反映させること ○執行機関の監視を行い、適正な行政運営を確保すること ○民主的で持続可能なまちづくりに取組むこと （参照：地方自治法、高山市議会基本条例）	自治基本条例の制定・改廃または検討の状況 令和5年6月1日 自治基本条例等及び総合計画に関する特別委員会設置
---	---

3. 現在の姿

私たちの議会がこれまでにつくりあげた「仕組み」や「制度」、「取組み」や「運用」の工夫は、下記の通りです。

（1）民意の吸収や政策ニーズの情報収集	（対称条文）
【これまでの主な取り組みなど】 広報広聴委員会の設置、地域別市民意見交換会・分野別市民意見交換会の開催、参考人制度の活用（請願者・陳情者の意見陳述等）、ちいきミライ箱の運用、議会モニター制度の試行 【課題】 ・地域別市民意見交換会のあり方（地域別市民意見交換会の参加者が減少し、固定化されている） ・ちいきミライ箱の改善（利用が少ない） ・議会モニター制度の本格運用（目的やルールなどを含め、制度のあり方について改めて検討する必要がある）	第6条 第7条
（2）行政執行の監視や政策の評価・検証	（対称条文）
【これまでの主な取り組みなど】 総合計画基本計画の議決事件への追加、常任委員会委員の任期変更（1年→2年）、定例委員会の開催、論点整理の委員会の実施、委員間討議の運用、予算と決算の連動を意識した審査、総合計画の進捗を意識した審査、決議の実施 【課題】 ・ファシリテーション能力の向上（委員間討議における委員間のやり取りが少ない） ・PDCAサイクルを意識した議会活動の推進（総合計画の進捗、予算と決算との連動、政策提言への取組み状況を確認する仕組みが確立していない） ・附帯決議の運用（運用が少ない）	第8条 第9条 第10条 第11条
（3）議会独自の視点での政策の調査・立案	（対称条文）
【これまでの主な取り組みなど】 政策提言の実施（常任委員会による2年間の調査研究成果を政策提言としてとりまとめ）、政策課題の設定、年間活動計画の策定・運用、政策課題研修の実施、政策討論会の実施、産業廃棄物等最終処分場計画調査特別委員会の設置 【課題】 ・女性や若者の政策提言の取組みへの参加の促進（議員のなり手や議会の多様性を確保する必要がある） ・支所地域の課題解決に向けて住民と一緒に考える仕組みの構築（支所地域が抱える課題は深刻度を増している） ・政策課題研修の活用（運用が少ない、市民への周知ができていない）	第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条
（4）力を入れて取り組んでいること	（対称条文）
【主な取組み】 広報広聴活動（全議員体制への変更）、政策提言（自治基本条例等、総合計画）、特別委員会の設置（自治基本条例等及び総合計画、駅西まちづくり基本構想、産業廃棄物最終処分場計画）、議員研修（新人議員研修を含めて体系化） 【課題】 ・広報活動の強化（議会の存在意義や役割についての市民理解が進んでいない） ・議員研修制度の効果的な運用（リニューアルしたばかりであり効果の検証が必要である）	第6条 第12条 第15条 第16条 第17条

2. 議会が実現すべき理想的な姿（ビジョン）

私たちが実現すべき議会の理想的な姿（ビジョン）は、下記の通りです。

○広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図る、わかりやすく開かれた議会 → 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させている → 二元代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努めている → 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たしている （参照：高山市議会基本条例前文及び基本理念）	議会基本条例の制定・改廃または検討の状況 平成23年3月25日制定、平成25年3月1日・令和4年6月2日一部改正
--	---

4. 今後の議会を取り巻く社会環境の変化

議会のあり方に大きな影響を及ぼす可能性が高い地域や社会環境の変化は、下記の通りです。

（1）世界やわが国の変化	2036 想定される時期 現在	（2）地域や住民ニーズの変化
○食糧、エネルギー等の供給不安定化による様々なコストの増嵩 ○新たな産業発展の可能性と競争の激化（技術革新等） ○環境・資源保護のための持続可能な新たな社会システム（SDGs）の必要性の高まり ○高齢化、少子化、産業競争力の強化等への対応に向け、最新技術の導入による社会、行財政、産業の仕組みの再構築 ○身近で日常生活を支え合うコミュニティへの期待の高まり（子育て、高齢者・障がい者等） ○女性活躍社会の推進やLGBTQ+への理解の進展 ○大規模化・激甚化する自然災害への対応 ○公共施設・インフラ・空き家等の維持管理、更新への投資の増大		・少子高齢化が急速に進展している ・地域活動の担い手が減少している ・伝統文化の衰退が進んでいる ・共助意識が希薄化している ・性別による固定的役割分担の見直しが進んでいる ・働き手の奪い合いが激化している ・域外資本企業による開発行為が増加している ・高速道路網の整備により交流人口が増加している ・買い物支援へのニーズが増加している ・医療・介護サービスへのニーズが増加している ・子育て支援へのニーズが増加している ・若者支援へのニーズが増加している ・公園や娯楽施設へのニーズが増加している

5. これから取り組むべき課題

理想的な姿（ビジョン）を実現する上での課題は、下記の通りです。

（1）民意の吸収や政策ニーズの情報収集 ・市民意見を把握する手法の改善
（2）行政執行の監視や政策の評価・検証 ・委員会による審査の更なる充実
（3）議会独自の視点での政策の調査・立案 ・委員会による調査の更なる充実
（4）力を入れて取り組んでいること ・議会に対する市民理解の促進 ・合議制の機関としてのチーム力の発揮 ・議員の審査・調査力の向上
（5）社会情勢の変化を踏まえた議会活動 ・女性や若者の政治参加の促進 ・議会DXの推進 ・新型コロナウイルス感染症の経験を活かした議会運営 ・議員報酬及び議員定数のあり方

6. 通任期（4年間）の活動目標・アクション

具体的に取り組む活動目標・アクションは、以下の通りです

●活動目標：「市民とともに考える議会」の具現化
●アクション： （1）議会基本条例推進協議会による取組み 【第1分科会】 ・議員報酬のあり方の検討、議長任期のあり方の検討、議会BCPの策定、議会DXの推進、議会評価制度の構築 【第2分科会】 ・政策提言の取り組みへの女性や若者の参画促進、支所地域の課題解決の仕組みづくり 【第3分科会】 ・情報発信の充実、子どもたちへの出前講座の実施、視察報告会の実施、地域別市民意見交換会のあり方の検討、議会モニターの制度化の検討、ちいきミライ箱の改善、市民相談体制の構築、議会DXの推進、広報広聴ビジョンの策定 （2）議員研修の取組み ・議会基礎研修の実施（基本条例、会議規則、常任委員会運営等） ・議会活動や議員活動、広報広聴活動の充実に資する研修の実施 ・政策課題研修の実施（市民参加の促進）

（日本生産性本部「地方議会成熟度評価モデル」による）

令和6年度 高山市議会の活動についての評価

(凡例) ◎継続的に成果を生んでいる ○取り組んでいる △模索している

視点		項目		評価結果	評価結果の説明と改善策（今後の取組）
視点1 戦略プラン	活動の方向性づくりと具現化	①理想的な姿の構想	議会に期待される役割を踏まえ、めざすべき理想的な姿を構想していますか	○	〔評価結果の説明〕 議会の目指すべき姿は、議会基本条例にもあるように「市民にわかりやすい開かれた議会」であり、これまでも議員全員で構成する議会基本条例推進協議会（以下、「推進協」という）の責務として取組みを進めてきている。 高山市議会プロフィールを議員全員が確認しているものの、理解が十分浸透していない。 〔改善策（今後の取組）〕 ・議員全員が議会の理想的な姿を目指すための探求
		②課題の明確化	理想的な姿を実現するために取り組む政策立案のテーマや、議会改革の課題を明確化していますか	◎	〔評価結果の説明〕 各常任委員会において、地域別市民意見交換会での市民意見や日頃の議員活動で得た情報などをもとに政策課題を設定し、調査研究を行うとともに政策立案を進め、議員全員で構成する政策討論会で議論を行った上で市長に政策提言する仕組みを構築している。また過去に行った政策提言が市の政策にどのように反映されているのかを確認している。 〔改善策（今後の取組）〕 ・政策課題の抽出と設定のスケジュールとプロセスの明確化
		③課題解決の具現化	理想的な姿を実現するための方策が、活動として具体化されていますか	○	〔評価結果の説明〕 市議会プロフィールにおいて、理想的な姿を定めるとともに明確な目標を設定し、推進協において計画的、体系的に取り組んでいる。 議会改革については、推進協に設けた3つの分科会（議会運営委員会、常任委員会、広報広聴委員会）において、その活動を評価する仕組みを構築している。 〔改善策（今後の取組）〕 ・推進協において、掲げた課題への取組

(日本生産性本部「地方議会成熟度評価モデル」による)

(凡例) ◎継続的に成果を生んでいる ○取り組んでいる △模索している

視点		項目	評価結果	評価結果の説明と改善策（今後の取組）
視点2 政策サイクル	議会の基本的な活動	④住民との対話	○	〔評価結果の説明〕 地域別市民意見交換会や分野別市民意見交換会、高校生との意見交換会を実施し、情報収集に努め、委員会の活動に活かしている。 地域別市民意見交換会では、意見交換する団体等や時期など、実施方法の検討を行った。 ちいきミライ箱を改善し、Web版市民意見交換会を導入し、オンラインで市民から意見を聴取できる仕組みも構築した。 〔改善策（今後の取組）〕 ・地域別市民意見交換会のあり方の検討 ・議会モニター制度化の検討 ・市民相談体制の構築 ・議会DXの推進 ・広報広聴ビジョンの検討
		⑤議員間の討議	○	〔評価結果の説明〕 議員間討議の重要性は理解されてきており、討議における議会の意見をまとめて理事者に伝えている。一方で討議における発言が理事者に対する意見・要望になっている、論点が明確でない、反論などの意見が出ないなど討議が成り立たないことも見受けられる。 〔改善策（今後の取組）〕 ・議員間討議を醸成するための資料収集 ・協議・報告事項など過去の審議の振り返り
		⑥政策立案・提言、議案審査	○	〔評価結果の説明〕 全ての常任委員会において政策課題の調査研究に取組み、政策提言をまとめることができた。また、現地調査や理事者側への情報提供依頼を積極的に行うことで議案審査の充実を図ることができた。 一方で昨年の改善策である「政策提言への女性・若者の参画促進」に向けた取組みは実施方法など検討すべき課題が残った。 複数の委員会に関連する議案や政策課題の調査研究について、連合審査会を開催し議案審査を行うなど、委員長による情報共有や調整を行ってきたが、より深い議論や審査・調査研究を行うための論点整理など、委員会間の情報共有と調整を図る必要がある。 〔改善策（今後の取組）〕 ・調査研究、議案審査等における委員会間の調整 ・意見交換会（分野別・地域別）の意見の反映
		⑦総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	○	〔評価結果の説明〕 政策形成サイクルに基づき、毎月の常任委員会において取り組んでいる調査研究を踏まえて、総合計画の実施状況、決算と予算の連動を意識した審査に取り組んでいるが、独自の政策評価や審査結果の政策形成サイクルへの反映は十分ではない。 〔改善策（今後の取組）〕 ・総合計画、政策形成サイクルの中で、課題等を整理し、総合計画・予算・決算に向けた議論を推進

(凡例) ◎継続的に成果を生んでいる ○取り組んでいる △模索している

視点		項目	評価結果	評価結果の説明と改善策（今後の取組）
視点3 条件整備	組織的基盤の強化	⑧能力向上	望ましい形で政策サイクルを回し議会運営を実現するため、議員と議会事務局職員が目標を定めて必要な政策立案・審議能力の向上に取り組んでいますか	○ 〔評価結果の説明〕 議会と議会事務局で計画的・体系的な能力向上に継続的に取り組んでおり、今年度は4件の政策提言を提出している。 各議員のもつ多様な視点や意識からの質疑、建設的な発言がなされている。 議案審査にあたって現地調査を行うなど、様々な角度からの深い議論ができており、審議能力は向上していると判断している。 政策課題研修（木のまちづくり）、議会議員活動研修会（一般質問・質疑のあり方）、飛騨地域議員研修会（データを活用した観光戦略）など多様な研修を行い、審議能力の向上に取り組んでいる。 質疑・質問の質の向上とともに、自由討議やファシリテーションについても引き続き研修が必要である。 議会事務局の体制も整えられ、議員間の連携も進んでいる。 〔改善策〕 ・議員研修の実施状況及びその評価を踏まえた改善と研修を内部調達できる仕組みの整備 ・ファシリテーションの向上と議員間討議における議論の深化、市民の福祉向上につながる政策立案のための研修の実施 ・議員個々の自由研究や調査、市民対応に費やす時間の確保
		⑨体制づくりと活動整備	望ましい形で政策サイクルを回し、議会運営を実現するために、適切な体制づくりや、具体的な活動の実践に取り組んでいますか	○ 〔評価結果の説明〕 望ましい形で政策形成サイクルを回すために所管事務に精通する議員を適宜配置するとともに年齢構成等をバランスよく配置し、重要政策の提案を見据えた体制を整えている。 自治基本条例等及び総合計画、駅西地区まちづくり構想、荘川町産廃計画に関する特別委員会を設置し、それぞれの事案について専門的に議論を進めた。 自治基本条例等及び総合計画に関する特別委員会では昨年度に議会から行った提言も踏まえ、総合計画基本計画（案）に対し多くの質疑を行い、計画の策定に向けて理事者側との建設的な議論を行うことができた。 産業廃棄物最終処分場計画調査特別委員会では視察、調査を行い、許可権者である県に対し意見書を提出している。 来年度から検討を進める議員報酬について、これまでの経緯等を含め現状把握に努めるとともに、議選監査委員の在り方についての意見交換も行った。 組織として若手議員の着眼点を尊重し、伸ばす指導体制と風土の醸成が必要。 課題が多い中で議員の任務、事務局の負担も大きくなっており、これらを円滑に進捗できるシステムや体制づくりが急がれる。 〔改善策〕 ・各議員の機動的な活動や議員能力、審査能率の向上（研究や調査、市民対応に費やす時間の確保） ・効率性・能率性を重視した運営体制・体系の整備
		⑩内部資源と外部連携の活用	議会事務局の政策調査部門、議会図書室やICTツールなどの人材・情報インフラや、外部の大学の知見、他の議会等との連携を活用していますか	○ 〔評価結果の説明〕 議員全員にタブレット端末を貸与、ペーパーレス会議システム（スマートディスカッション）も導入されるなど、議会DXが進められている。 大学等との連携など体系的な仕組みは十分には整っておらず、調査、議論、決定等のプロセスにおいて様々なケースを積み上げ適宜活用、対応できるようにすべき。 研修の講師選定にあたっては大学連携センターを活用し、政策提言に向けて外部知見を有効に活用したケースがあった。 議会事務局の政策調査に関する働きは限定的であった。 〔改善策〕 ・議会DXとタブレット活用の更なる推進 ・様々な課題に対する各種専門団体や大学の知見活用（大学連携センターの活用を含む）、他議会等との連携、議論の場の創出 ・議会図書室の活用 ・議会事務局の業務改善

(凡例) ◎継続的に成果を生んでいる ○取り組んでいる △模索している

視点		項目		評価結果	評価結果の説明と改善策（今後の取組）
視点4 信頼と責任	議会に対する信頼の増進	⑪法令等遵守	法令や政治倫理をはじめとしたコンプライアンスの遵守や、社会からの要請に対応していますか	○	〔評価結果の説明〕 政治倫理については「高山市議会基本条例」に明記するとともに「高山市政治倫理規則」や体系的な議員研修を整備している。多種類の研修が実行され、概ね共通の理解を得る機会が創出されている。 法令等の遵守については概ね理解されている。現段階でコンプライアンス、ハラスメント違反を感じることはなく、また、個々の責任が高まり実践されている。 〔改善策〕 ・議会の実情に精通している専門家による本質論で望む研修の実施 ・議員として更に質の向上を図る研修の実施 ・議会基本条例や議会のルール、公職選挙法などの理解（最低限の知識として必要）
		⑫情報公開と説明責任	議会を実施機関とする情報公開条例や個人情報保護条例が制定され、改正個人情報保護法にも対応し、広聴広報活動や情報公開が、わかりやすく説明責任を果たすものとなっていますか	○	〔評価結果の説明〕 個人情報保護条例を制定し、個人情報を適切に保護する体制を整えている。 議員全員で広報広聴活動を行う新体制となり、地域別市民意見交換会、広報紙等の広報広聴活動を円滑に行うことができた。 定例委員会も新たにCATV（ケーブルテレビ）やインターネットでの配信（録画放送）を始めた。また、インターネットでの配信方法をYouTubeに変更し、配信できるよう調整を図った。 〔改善策（今後の取組）〕 ・情報発信の充実に向けた検討 ・視察報告会の実施に向けた検討
		⑬危機管理	大災害等の非常時でも、業務継続計画（BCP）の策定や訓練の実施等、議会が有効に機能するための準備が行われていますか	○	〔評価結果の説明〕 災害時の議員の活動指針として「高山市議会災害対応指針」を定めており、全議員で共有するとともに総合防災訓練の際には安否確認などの訓練も行うようにしている。 オンライン委員会など、非常時でも議会が機能するための準備は少しずつ進捗している。 業務継続計画（BCP）の策定の必要性の検討は急務である。 〔改善策〕 ・議会としての防災意識の向上 ・業務継続計画（BCP）の策定（議員としてやるべき任務がわかるマニュアル作り） ・災害時における情報の周知・伝達方法の検討と連絡等に対するレスポンスの格差の縮小
		⑭主権者教育と政策議論の充実	住民の主権者意識を醸成するための教育的活動や選挙の際における投票率向上など住民の政策議論への関心を高める活動を行っていますか	○	〔評価結果の説明〕 高校生との意見交換会を継続し、子どもたちの議会体験（お仕事発見隊）にも取り組んでいるが、投票行動の動機付けや投票率向上に寄与しているかは不明である。主権者教育という視点での取組全体の見直しが必要である。 〔改善策（今後の取組）〕 ・主権者教育の具体的な取組みの検討
視点5 ふり返りと学び	ふり返りを通じた改善	⑮振り返りの取り組み方	議会全体で、定期的な議会活動の振り返りが行われ、振り返りの結果が公表されていますか	○	〔評価結果の説明〕 議会評価制度が導入され、推進協で議会活動全体の振り返り（議会評価）を行い、外部に結果を公表し、意見を求める仕組みを整えている。 振り返りの頻度と精度をより上げることが必要である。 〔改善策(今後の取組)〕 ・推進協での議論の推進
		⑯振り返りの結果の活用	振り返りの結果から明らかになった課題が全体で共有され、継続的な改革や取組みに活用できていますか	◎	〔評価結果の説明〕 議会評価において任期や委員会の枠を超えて、議会改革に向けた課題を議会として引き継ぐ仕組みが構築できた。 全議員が広報部会と広聴部会とを1年ごとに所属することで広報広聴におけるその役割を認識している。 議案審査における論点整理や委員間討議のあり方の検討など行った。 〔改善策（今後の取組）〕 ・推進協の更なる推進

【参考】

《高山市議会基本条例（抜粋）》

（議会改革の推進）

第24条 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、議会基本条例推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、本条例に基づく活動について研修及び議論並びに評価を行うものとする。

2 推進協議会は、前項の評価について、少なくとも年1回行うものとし、その評価に当たっては、市民の意見を聴取するものとする。

3 推進協議会に関し必要な事項は別に定める。

《高山市議会基本条例推進協議会運営要綱（抜粋）》

（趣旨）

第1条 この要綱は、高山市議会基本条例第24条第3項に基づき、議会改革の継続的な取組みの推進とその活動及び評価について総合的かつ継続的な検証及び議論を行い改善に努めるため、議会基本条例推進協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会運営委員会の活動の評価及び改善に関すること
- (2) 常任委員会の活動の評価及び改善に関すること
- (3) 広報広聴委員会の活動の評価及び改善に関すること

（分科会）

第5条 実質的な調査、検討及び方向性の確認を行うため、推進協議会に分科会を設置する。

2 分科会の名称、所掌事項及び委員の構成メンバーは次の表のとおりとする。

名称	所掌事務	委員の構成メンバー
第1分科会	<u>議会運営委員会の活動の評価及び改善に関すること。</u>	議会運営委員会委員
第2分科会	<u>常任委員会の活動の評価及び改善に関すること</u>	各常任委員会正副委員長
第3分科会	<u>広報広聴委員会の活動の評価及び改善に関すること</u>	広報広聴委員会正副委員長 広報広聴委員会広報部会 正副部会長 広報広聴委員会広聴部会 正副部会長

《会議規則（抜粋）》

（協議又は調整を行うための場）

第160条 法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（別表）

議会基本条例推進協議会：高山市議会基本条例に基づく活動について、検証及び議論並びに評価を行う。